

まちなか定額タクシー よくある質問

- Q1** 登録するのに年齢制限はありますか？
A1 登録・利用に年齢制限や所得制限等はありません。
- Q2** 2人以上で利用する場合は、利用料金は1人500円ですか？
A2 乗降場所が同じであれば、複数人で利用される場合でも1台当たり片道500円で利用できます。1台に乗車できる人数は最大4名です。
- Q3** 利用したい当日に登録して利用はできますか？
A3 できません。登録申込書を提出していただき、登録の手続きの後、登録証を発行しますので、登録申込書提出の約1週間後から利用可能となります。
 なお、登録証の交付について、市役所窓口で申請の場合はその場でお渡しできますが、郵送、FAX、電子申請の場合は受付後に自宅に郵送となるため、1週間程度の期間を要します。
- Q4** 登録するにはお金がかかりますか？
A4 かかりません。無料で登録できます。
- Q5** 登録した情報に変更がある場合は手続きが必要ですか？
A5 変更の申請が必要です。問合せ先までご連絡ください。
- Q6** 普通のタクシーと何が違うのですか？
A6 事前の登録、利用前の予約電話、利用時の登録証の提示が必須となります。
 また、好きな場所に移動できるわけではなく、登録した自宅と指定乗降場所間の移動に限定されます。
- Q7** 当日の利用予約はできますか？
A7 できます。ただし、当日の利用予約は16時までです。
- Q8** 行き帰り利用する場合、用事が終わるまで待っていてもらえますか？
A8 できません。事前に帰りの時間を予約してもらうか、用事が終わった後に改めて予約してください。
- Q9** 当日予約を断られる場合はありますか？
A9 配車状況によってはお断りすることがあります。その場合は他のタクシー会社に電話をしてください。
- Q10** 登録証を忘れた場合は利用できますか？
A10 登録証の提示が無い場合はまちなか定額タクシーの利用はできないため、通常のタクシー運賃での利用となります。
- Q11** 登録証を無くした場合はどうしたら良いですか？
A11 米沢市地域振興課に問い合わせのうえ、再発行となります。登録証が再発行されるまではまちなか定額タクシーを利用することはできません。
- Q12** 指定乗降場所から指定乗降場所への移動はできますか？
 (例：市立病院からイオン米沢店へ移動)
A12 できません。自宅から指定乗降場所または指定乗降場所から自宅への移動だけとなります。市内での移動はバスなどの既存の公共交通をご利用ください。

登録先及び問合せ先

〒992-8501 米沢市金池五丁目2-25
 米沢市企画調整部 地域振興課 地域交通担当

TEL 0238-22-5111 (内線2801、2802)
 FAX 0238-22-0498

米沢市



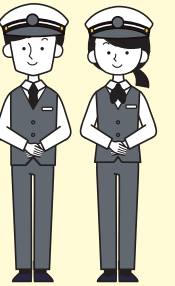
まちなか定額タクシー

まちなかエリア(※1)にお住まいの方が、
 自宅と指定乗降場所(2、3ページ参照)を
 移動する場合に利用できます。

事前の登録と
 利用時の予約が
 必須です

片道 **500円** (障がい者手帳をお持ちの方は**250円**)

※1 まちなかエリア… 中部地区、東部地区、西部地区、南部地区、北部地区、松川地区、愛宕地区
 (2、3ページ参照) 各地区のりあいタクシーの運行エリアを除きます。



利用方法

1 利用者登録

- 米沢市役所地域振興課窓口に登録申込書を提出してください。
- 登録申込書は地域振興課窓口にあります。
- 郵送、FAX、電子申請(やまがたe申請)での提出も可能です。



二次元コードを読み取り
 登録してください



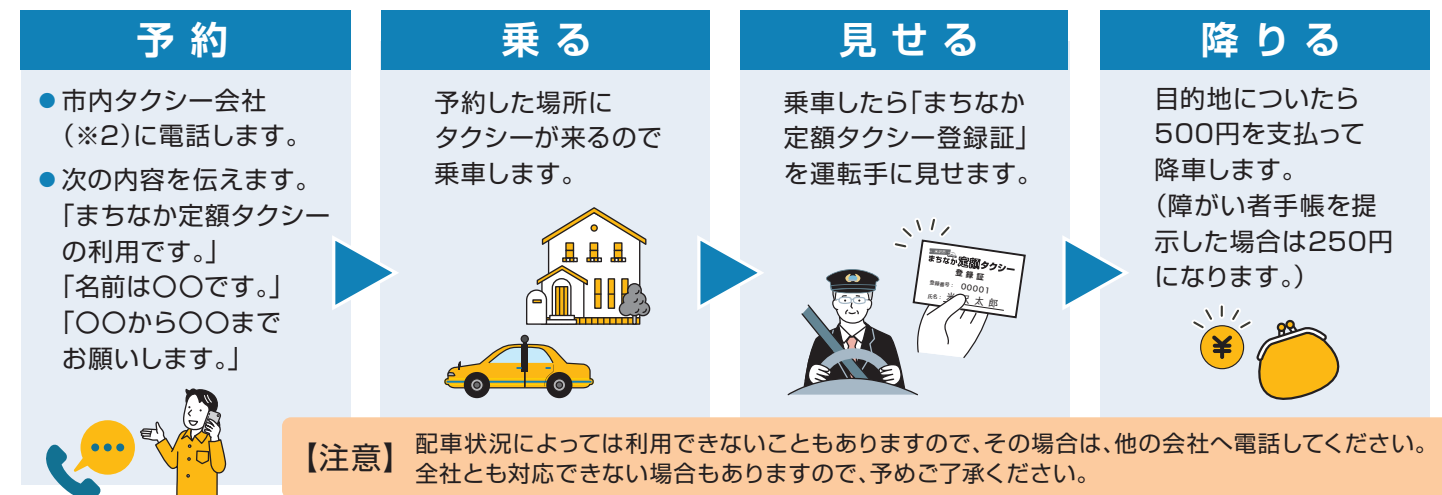
やまがた e 申請

2 登録証の交付

- 登録番号が記載された登録証を交付します。
- 氏名欄が空白になっていますので自身の氏名を記入してください。



3 利用の流れ



※2

利用できる
 タクシー会社

今村タクシー	☎ 0238-22-2360
辻タクシー	☎ 0238-23-3200
吾妻観光タクシー	☎ 0238-22-1317
ツバメタクシー	☎ 0238-22-1301

利用できる曜日・時間

月曜日～土曜日(祝日、年末年始除く)

9:00～17:00(当日の予約は16:00まで受付)

